

# 第1章 計画の基本的事項

## 第1節 計画策定の背景及び目的

新発田市環境基本計画は（以下、「本計画」という）は、平成13年度に制定された新発田市環境基本条例に基づき、本市の環境の保全に関する施策の基本的な方針や目標を定めるものです。

平成15年度に第1次計画を、平成28年度に第2次計画を策定、その後、令和3年6月の「新発田市ゼロカーボンシティ宣言」を受け、また令和6年3月の新たな「新発田市まちづくり総合計画」の策定を見越し、令和4年6月にこれらと整合を図るための見直しを行いました。

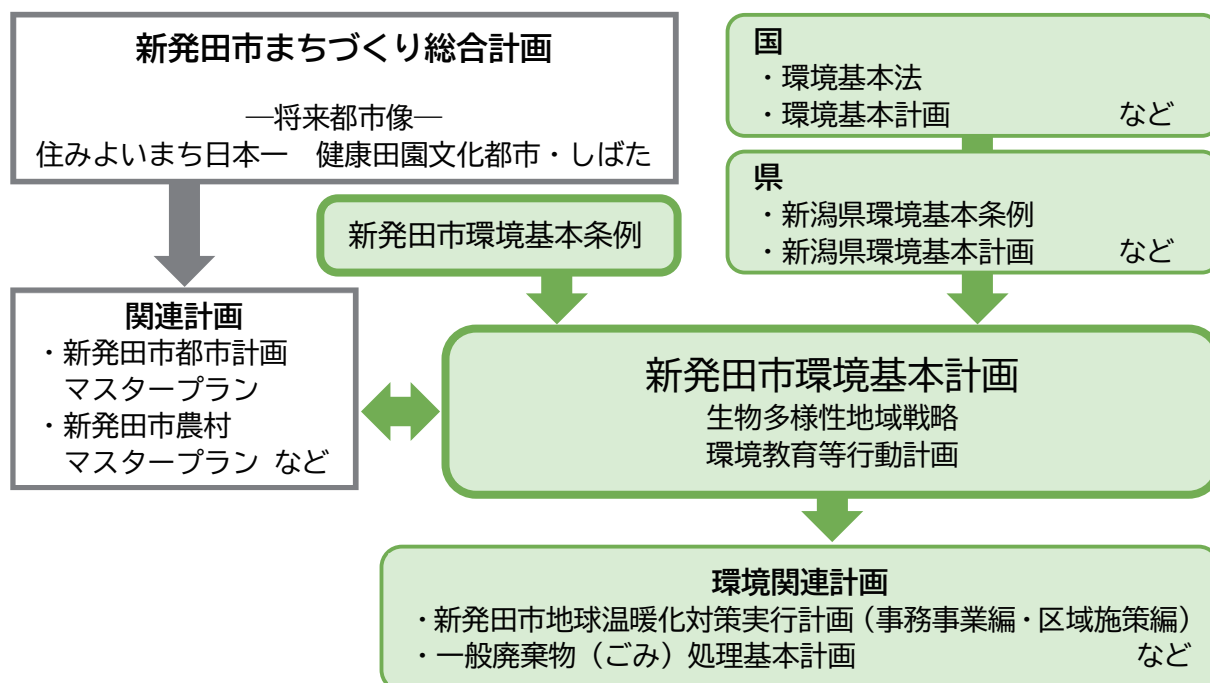
その後も、本市を取り巻く環境情勢は絶えず変化しています。特に昨今は、環境施策の推進に加え、経済や地域社会の課題を同時に解決し、相乗効果（シナジー）を生み出しながら、「ウェルビーイング（高い生活の質）」の実現を図ることが重要になっています。そこで、市民の行動変容や満足度の向上、事業者の持続的な経済成長、地域社会の発展を視野に入れ、環境の視点を基盤とした多面的な取組を進める必要があります。

こうした環境に関する取組を、市民・事業者・行政が協働して進めることで、新発田市まちづくり総合計画で示す将来都市像「住みよいまち日本一 健康田園文化都市・しばた」の実現を目指します。この目的のもと、第3次計画を策定しました。

## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、新発田市環境基本条例において策定が定められた、当市における環境施策の基本的な計画であり、施策推進の指針となるものです。策定にあたっては、国・県の環境基本計画、新発田市まちづくり総合計画、及び市の関連計画との整合を図っています。

なお、本計画には、生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」及び、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく「環境教育等行動計画」を包含し、地域の自然環境の保全や市民の環境意識の向上に資する取組を一体的に推進することとしています。



### 第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和14年度までの7年間とします。ただし、「新発田市まちづくり総合計画」の見直しや新たな環境問題及び経済社会情勢の変化に適切に対応するため、令和11年度に中間見直しを行うほか、必要に応じて適宜変更するものとします。

計画\年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
新発田市まちづくり総合計画	← 計画期間 8年間 →								次期計画	
第3次新発田市環境基本計画	第2次計画	← 計画期間 7年間 →						中間見直し	第4次計画	

### 第4節 計画の対象範囲

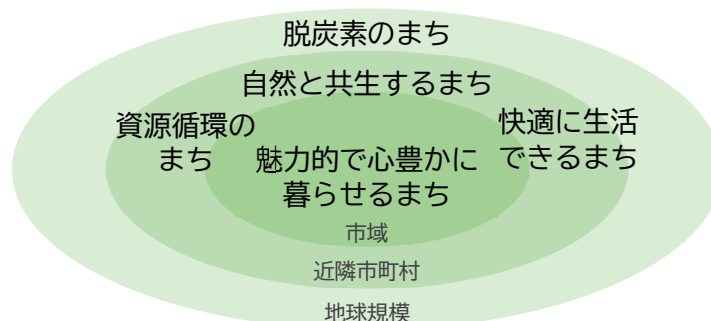
#### 1 対象とする環境分野

自然と共生するまち、脱炭素のまち、資源循環のまち、快適に生活できるまち、魅力的で心豊かに暮らせるまちの5つを対象とします。

環境分野	環境要素
自然と共生するまち	自然環境の保全、生物多様性の保全
脱炭素のまち	再エネ・省エネの推進、気候変動への適応
資源循環のまち	ごみの減量・資源循環、ごみの適正処理の推進
快適に生活できるまち	大気環境の保全、水環境の保全、地盤環境の保全、騒音・振動の防止
魅力的で心豊かに暮らせるまち	身近な環境の保全、魅力的なまちの創造、協働による環境意識の醸成

#### 2 対象とする環境影響

本計画は当市の環境保全を目的としたものであるため、対象は原則、市内の環境影響とします。ただし、広域または地球規模に及ぶ環境影響において、市内で取組が必要となるものについても、本計画の対象とします。



#### 3 対象とする主体

新発田市環境基本条例に基づき、対象とする主体は市、事業者、市民とします。それぞれが役割を担いながら協働して地域の環境保全や改善に取り組みます。

